ニ　第十二条の二第六項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ　［略］

十　［略］

［２～６　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第五条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査をするときに携帯すべき証票の様式） **第一条**　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十六条第三項及び第四十九条第三項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証票又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　次に掲げる法律の規定による検査　別紙様式第一 ［イ～ニ　略］ ホ　金融サービスの提供に関する法律第三十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定 ヘ・ト　［略］ 二　［略］ （犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式） **第二条**　金融商品取引法第二百十四条（金融サービスの提供に関する法律第百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（金融サービスの提供に関する法律第百二条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。	（検査をするときに携帯すべき証票の様式） **第一条**　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証票又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ［号の細分を加える。］ ホ・ヘ　［同上］ 二　［同上］ （犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票の様式） **第二条**　金融商品取引法第二百十四条（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員（金融商品取引法第二百二十四条第二項（犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式第二による。